［略］

様式第３（第22条関係）

［略］	［略］	［略］ ［略］ ［略］	［略］
［略］			
［略］			
［略］			
欠格事由に関する事項	1　高圧ガス保安法第７条第１号又は第２号に掲げる者		
	2　高圧ガス保安法第53条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者		
	3　心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者		
	4　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの		

［略］

［略］

様式第３（第22条関係）

［略］	［略］	［略］ ［略］ ［略］	［略］
［略］			
［略］			
［略］			
欠格事由に関する事項	1　高圧ガス保安法第38条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者		
	2　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者		
	3　成年被後見人		
	4　法人であって、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの		
	5　高圧ガス保安法第53条の規定により登録を取り消され、取消しの日から２年を経過しない者		

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。